

リトルシニア東関東支部規定

第1章 総則

(根拠)

第1条 本規定は、リトルシニア関東連盟規定細則第13条に基づき定める。

(名称)

第2条 本支部は、リトルシニア東関東支部（以下「支部」という。）と称す。

(事務所)

第3条 支部の事務所は事務局長宅に置く。

(事業)

第4条 支部は、次の事業を行う。

- (1) 支部大会の開催
- (2) その他、リトルシニア関東連盟（以下「連盟」という。）趣旨に基づく必要な事業

第2章 会員

(組織)

第5条 この支部は支部所属のチーム（以下「会員」という。）をもって組織する。

2 支部の下に、次のとおりブロックを置く。

ブロック名	所属する会員の活動本拠地
西千葉ブロック	市川市、船橋市、松戸市、野田市、習志野市、柏市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市、白井市
東千葉ブロック	銚子市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、四街道市、八街市、印西市、富里市、匝瑳市、香取市、山武市、酒々井町、栄町、神崎町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町
南千葉ブロック	千葉市、館山市、木更津市、茂原市、勝浦市、市原市、鴨川市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、南房総市、いすみ市、大網白里市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
茨城ブロック	茨城県

(入会)

第6条 千葉県及び茨城県に活動本拠地を持つチームが、リトルシニア関東連盟規定（以下「規定」という。）第7条により入会を認められた場合、会員となる。

(退会等)

第7条 会員は規定第8条又は第9条により連盟を退会又は除名となったとき、支部を退会したものとする。

(抛出金品の不返還)

第8条 会員が退会したときは、既納の会費その他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第9条 支部に理事12名以上を置く。

- 2 理事のうち、1名を支部長、2名を副支部長及び1名を事務局長とする。
(選任等)

第10条 理事は各ブロックにおいてそれぞれ3名を基本として選任する。

- 2 連盟理事は支部の理事となる。
- 3 支部長は理事会において選出し、規定第12条第4項により連盟理事長が任命する。
- 4 副支部長、事務局長は、理事会において選任する。
- 5 支部長、副支部長及び事務局長は、理事の互選とする。
(職務)

第11条 支部長は、支部を代表し、その業務を総括する。

- 2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるとき又は支部長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 事務局長は支部長の命を受け会務を執行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この規定の定め及び理事会の議決に基づき、この支部の業務を執行する。
(任期等)

第12条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の理事会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
(欠員補充)

第13条

各ブロック選任の理事に欠員が生じたときは、各ブロックは遅滞なくこれを補充しなければならない。

第4章 理事会

(構成)

第14条 理事会は、理事をもって構成する。

(機能)

第15条 理事会は、次の事項について議決する。

- (1) 規定の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) その他支部の運営に関する重要事項

(開催)

第16条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 支部長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の過半数から招集の請求があったとき。

(招集)

第 17 条 理事会は、支部長が招集する。

(議長)

第 18 条 理事会の議長は、支部長がこれに当たる。

(議決)

第 19 条 理事会は、理事総数の 3 分の 2 以上の出席を持って成立する。

ただし、委任状を以て出席とみなす。

2 理事会の議事は、別に定める場合を除き、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第 20 条 理事会の議事については、議事録を作成しなければならない。

第 5 章 専門部

(設置等)

第 21 条 理事会の下に審判部、競技部及び広報部の専門部を置く。

2 専門部の部長は理事会で選任する。

3 専門部の部員は各部長が選出し、理事会で任命する。

第 6 章 規定の変更、解散及び合併

(規定の変更)

第 22 条 支部の規定を変更しようとするときは、理事会において出席者の 3 分の 2 以上の同意を要する。

(解散)

第 23 条 支部は、目的たる事業継続が不可能になった場合解散する。

(合併)

第 24 条 支部が合併しようとするときは、理事会において出席者の 3 分の 2 以上の同意を要する。

第 7 章 雑則

(細則)

第 25 条 この規定の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、支部長がこれを定める。

附 則

この規定は、平成 23 年 1 月 15 日から施行する。

平成 25 年 2 月 10 日一部改正（第 4 条第 1 項第 1 号及び第 5 条第 2 項）